

お客様番号

※お客様番号は、雇用保険の各種給付の追加給付のための確認にあたり、必要な番号となります（詳細は、裏面の「(3)お支払いまでの流れ」や「(5)お問い合わせ先」をご確認ください。）**他人に教えたり、無くしたりしないようご注意ください。**



〒

様

この書類一式は、雇用保険の追加給付に関する重要なものです。

内容を十分にご確認いただき、**お心当たりのある方は、同封の用紙に必要事項をご記載の上、同封の返信用封筒でお送りください**ますようお願いします。

雇用保険の追加給付に関するお知らせとお願ひ(ご本人確認)

はじめに～統計調査に関するお詫び～

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計について、長年にわたり不適切な取扱いをしていましたことにより、国民の皆様に多大な迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

また、毎月勤労統計調査の不適切な取扱いの影響により、多くの方の雇用保険の給付に影響が出ておりますことに重ねてお詫び申し上げます（事案の詳細については厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html をご参照ください）。

同封書類 ～ご確認ください～	1. (表面)雇用保険の追加給付に関する回答票(ご本人確認) (裏面)払渡希望金融機関指定(変更)届 2. 雇用保険の追加給付に関する回答票(ご本人確認)記入例 3. 払渡希望金融機関指定(変更)届記入例 4. 雇用保険制度の各種給付の概要(リーフレット) 5. 返信用封筒
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1)お知らせとご協力のお願い

現在、対象の方に追加のお支払いをする準備を進めており、ハローワークで保有する氏名、生年月日等のデータをもとにお支払いの対象となる方を調査した結果、**お客様が対象となる可能性があることが分かりました。**

つきましては、お支払いの対象かどうかを確認させていただくため、

①下記をご確認ください。

氏名	生年月日	年月日	性別

②お客様自身の情報だった場合は、裏面の**(2)受給履歴情報**をご覧いただき、**お心当たり**のある方は、同封の下記書類に必要事項をご記載の上、**同封の返信用封筒**によりご回答いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。万が一、居住されていない方の情報であるなど、お客様自身の情報ではなかった場合には、封をした上で封筒表面に大きく「あて所に尋ねあたりません」と書いて最寄りの郵便局へお届け、又はポストにご投函ください。

- 「雇用保険の追加給付に関する回答票(ご本人確認)」の①～④ (表面)
- 「払渡希望金融機関指定(変更)届」(裏面)

お客様への適切なお支払いにつなげるため、ご協力のほどお願い申し上げます。

お支払いは令和元年11月頃から順次行う予定です。なお、精査の結果、まれに追加のお支払いが発生しない場合もございます。あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

お支払いまでの流れやお問い合わせ先については、裏面をご参照ください。

裏面もご覧ください



厚生労働省

(2)受給履歴情報

受給時期

1	年月日～年月日	5	
2		6	
3		7	
4		8	

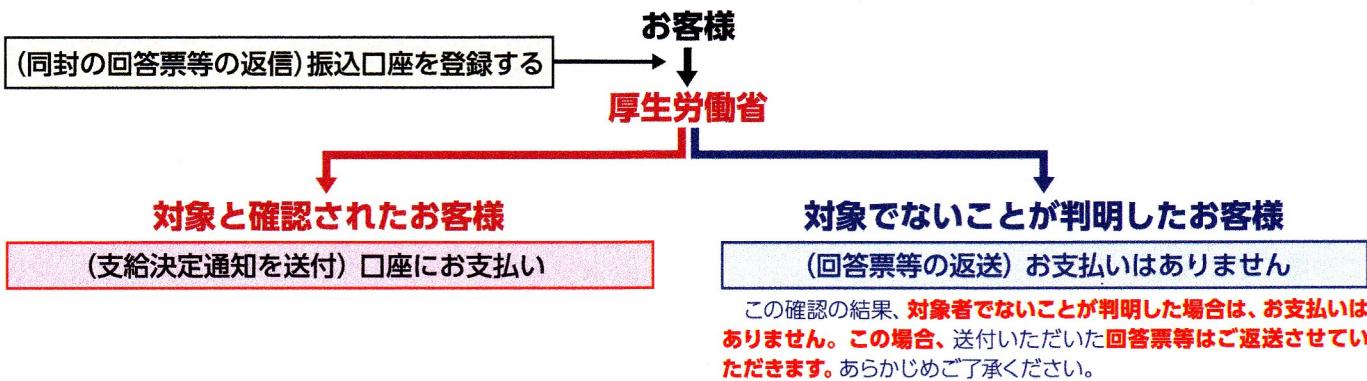
※受給時期は、給付金ごとに最大で8つまで記載しており、給付を受けた概ねの期間や、受給が決まった日等を示したものです。なお、追加給付が生じない給付金分については、記載しておりません。各給付金の受給時期の詳細については、同封の雇用保険制度の各種給付金の概要リーフレットをご確認ください。

お心当たりのない方は、ご回答いただく必要はありません。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(3)お支払いまでの流れ

(2)受給履歴情報の内容にお心当たりのある方は、同封の「雇用保険の追加給付に関する回答票(ご本人確認)」及び「払渡希望金融機関指定(変更)届」をご記入の上ご返信ください。内容を確認した後、お支払いの対象となる方には、お客様の口座へのお支払手続を進めてまいります。なお、追加給付額の目安は、給付の種類や受給の時期などによって様々ですが、**一人当たりの平均では1,400円程度**と見込んでおります。



(4)留意点～ご了承ください～

- お客様が複数の雇用保険給付を受けていた場合などには、同様の書類が複数届く可能性があります。大変お手数ですが、正しくお支払いするため、その場合も再度必要事項をご記載の上、ご返送をお願いします。
- 金額の精査の結果、追加のお支払いが発生しないことがあります。この場合、送付いただいた払渡希望金融機関指定(変更)届はご返送させていただきます。ご了承ください。
- 現在、雇用保険の各種給付を受給中のお客様が、登録されている口座と異なる口座を追加給付の振込先に指定された場合、現在受給中の給付の振込先も変更されますのでご注意ください。
- 追加給付が振り込まれるまでに、振込先としてご登録いただいた口座の名義変更や廃止をなされると、正しくお支払いができなくなることがありますので、お控えいただきますようお願いします。
- 平成16年8月1日～平成17年3月31日までに就業・再就職し、早期就業支援金、早期再就職支援金を受給された方の当該追加給付は、その他の給付に比べ、お支払いまでに一定の期間がかかりますので、ご承知おきください。

(5)お問い合わせ先

以下のような場合やご不明点についてお問い合わせください。お問い合わせの際は、本票に記載している「お客様番号」をお伝えください。

お問い合わせ内容

- お支払いまでの流れ
- 振込先として指定可能な金融機関
- 「払渡希望金融機関指定(変更)届」の記載の仕方 など

BMA2K1X0185908#
34092 0371815 1/2

お問い合わせ先

雇用保険追加給付相談窓口 **0120-952-807**
月～金：8:30～20:00 土日祝：8:30～17:15
(年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。)



雇用保険制度の各種給付の概要

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の影響により、平成16年8月以降、雇用保険の各種給付を受けていた方の給付額が低く計算されている可能性があります。下記の方々に対する給付を受けていたことについてお心当たりのある場合は、同封の届出用紙などにご記入をいただき、返信用封筒にてご返信いただきますようお願いします。

雇用保険の各種給付の概要 (※給付率は過去のものと異なる場合があります)

<離職し、お仕事を探されていた方、教育訓練を受講されていた方>

● 基本手当 (付隨する延長給付等を含んだ追加給付額の平均は約1,345円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載)

一般被保険者の方が離職し、一定の要件を満たしている場合に、直近6か月の平均賃金日額の45～80%（以下「基本手当日額」といいます。）を離職時の年齢などに応じて90～360日分支給。

● 高年齢求職者給付金 (追加給付額の平均は約414円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けるために来所した「認定日」を記載)

65歳以上の被保険者の方が離職し、一定の要件を満たしている場合に、基本手当日額を30日または50日分支給。

● 特例一時金 (追加給付額の平均は約505円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けるために来所した「認定日」を記載)

季節的業務に就いていた被保険者の方が離職し、一定の要件を満たしている場合に、基本手当日額を30日（当面の間40日）分支給。

● 教育訓練支援給付金 (追加給付額の平均は約967円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載)

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の方の受講期間中の支援として、基本手当日額の80%（平成30年1月1日より前に専門実践教育訓練を受講開始した方は50%）を訓練受講中に支給（平成26年10月～令和3年度末までの暫定措置）。

<基本手当を受給中に、一時的に就業した方、傷病により働けなくなった方>

● 傷病手当 (追加給付額の平均は約646円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載)

基本手当の受給資格者が疾病・負傷のために働くことができなくなったことにより、基本手当の支給を受けることができないことを認定された日について支給。

● 就業手当 (追加給付額の平均は約168円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載)

基本手当の受給資格者が、一時的に就業した場合であって、所定給付日数の1/3以上かつ45日以上を残して就業した場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%を支給。

<公共職業訓練の受講等により給付日数が延長された方>

● 個別延長給付

難病患者、発達障害等または災害などにより離職した方が、所定給付日数を過ぎても就職できない場合など、一定の場合に最大120日間給付日数を延長。

● 訓練延長給付

公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する方に対して、最長2年間の訓練について訓練終了まで給付日数を延長。

● 広域延長給付

雇用状況などを踏まえ居住地域での就業が困難であると判断される場合、厚生労働大臣が指定する時期、地域において、90日間給付日数を延長。東日本大震災、熊本地震の際に指定。

● 地域延長給付

倒産、解雇、雇止めなどにより離職された方が、雇用情勢の悪い地域に居住していた場合に公共職業安定所長が認める場合に、最大60日間給付日数を延長（平成29年4月～令和3年度末までの暫定措置）。

詳しくはコチラ https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_summary.html → 裏面もご参照ください。



雇用保険の各種給付の概要 (※給付率は過去のものと異なる場合があります)

<再就職された方>

●再就職手当 (追加給付額の平均は約392円)

(お知らせの受給時期欄に、「再就職の日」を記載)

基本手当の受給資格者が安定した職業に就いた場合であって、所定給付日数の1/3以上を残して就職した場合に、所定給付日数の60%（所定給付日数を2/3以上残して再就職した場合は所定給付日数の70%）に基本手当日額を乗じた額を支給。

●就業促進定着手当 (追加給付額の平均は約190円)

(お知らせの受給時期欄に、「再就職の日」を記載)

再就職手当の受給者が再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた場合、低下した賃金の6か月分を支給（再就職手当支給前の支給残日数の40%（再就職手当の給付率が70%の場合は30%）が上限。

●常用就職支度手当 (追加給付額の平均は約178円)

(お知らせの受給時期欄に、「再就職の日」を記載)

障害者、45歳以上の再就職援助計画の対象者等が安定した職業に就いた場合であって支給残日数が所定給付の1/3未満である場合に支給残日数の40%に基本手当日額を乗じた一時金を支給。

<60歳以降も雇用が継続された方・育児・介護で休業された方>

●高年齢雇用継続基本給付金 (追加給付額の平均は約22,655円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載)

被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の方が、60歳以後も継続して雇用され各月に支払われる賃金が、60歳時点の賃金額と比較して75%未満となった場合に、賃金の低下の状況に応じた給付率（最大15%）を60歳以後の各月の賃金に乗じた額を65歳に達する月まで支給。

●高年齢再就職給付金 (追加給付額の平均は約22,655円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載)

基本手当を受給した後、所定給付日数を100日以上残して、60歳以後に再就職し、再就職後の賃金が基本手当日額の算定の基礎となった賃金月額の75%未満となった場合、賃金の低下の状況に応じた給付率（最大15%）を各月の賃金額に乗じた額を支給（残日数が200日以上の場合は2年間、100日以上200日未満は1年間）。

●育児休業給付 (育児休業者職場復帰給付金を含んだ追加給付額の平均は約3,099円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載)

1歳未満の子を養育するため休業する者（要件を満たせば2歳に達する日の前日まで延長可能）に、休業期間中、休業前の賃金月額の67%（休業開始から通算180日まで。181日以降は50%）（育児休業基本給付金については賃金月額の20～30%）を支給。

●育児休業者職場復帰給付金

(お知らせの受給時期欄に、「育児休業終了後6か月を経過した日」を記載)

育児休業基本給付金を受給し、職場復帰後6か月間雇用が継続された方に、休業前賃金月額の5%～20%を休業期間中の支給単位期間数等に乘じて支給。

●介護休業給付 (追加給付額の平均は約364円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載)

対象家族の介護のため介護休業を取得する場合に、休業前の賃金月額の67%を3か月間支給。

雇用保険制度に類する各種給付の概要

<早期再就職を促進するための給付金-(平成17年3月31までの給付金)>

●早期就業支援金 (追加給付額の平均は約155円)

(お知らせの受給時期欄に、給付を受けた「期間」を記載)

就業手当の支給対象となる方が、所定給付日数の2/3以上を残して一時的に就業した場合、基本手当日額の40%を就業日ごとに支給。

●早期再就職支援金 (追加給付額の平均は約155円)

(お知らせの受給時期欄に、「再就職の日」を記載)

再就職手当の支給対象となる方が、所定給付日数の2/3以上を残して安定した職業に就いた場合、所定給付日数の残日数の40%に基本手当日額を乗じた額を支給。

<ご注意ください>

平成16年8月1日～平成17年3月31日までに就業・再就職し、早期就業支援金、早期再就職支援金を受給された方の当該追加給付は、他の給付に比べ、お支払いまでに一定の期間がかかりますのでご承知おきください。



雇用保険の追加給付に関する回答票(ご本人確認)

記入例

被保険者番号は、雇用保険加入時にハローワークから発行される被保険者証に記載されています。お手元にない方で現在お勤めの方は、お勤め先で保管されている場合もあります。

なお、被保険者証を紛失されている場合はハローワーク窓口にて本人確認の上、再発行も可能です。

様式7号	
被保険者番号	1234-567890-1
被保険者氏名	○○公共職業安定所長
生年月日 (元号・年月日)	3 240610 2 大正 3 昭和 4 平成

雇用保険の追加給付に関する回答票(ご本人確認)

お客様番号	氏名
安定所番号	生年月日

今回の確認は、雇用保険の追加給付に関するお知らせとお願い(ご本人確認)の(2)に記載された給付に関するものです。

同封の「雇用保険の追加給付に関するお知らせとお願い(ご本人確認)」の(2)受給履歴情報について、
●お心当たりのある方 ▶ 以下(1)(2)に従って表裏ともご記入の上、ご返送をお願いします。
●お心当たりのない方 ▶ 以下の事項のご記入、ご返送は不要です。

(1)ご記入いただきたい事項 ▶ ご本人確認のため、記入例をご参照の上、①～④の4点をご記入ください。
分からぬ事項は空欄で結構ですが、①～③のうち1つ以上と④は必ずご記入ください。

① 雇用保険 被保険者番号	1 2 3 4 — 5 6 7 8 9 0 — 1
② 手当受給時 の振込口座(※1)	金融機関名 △△銀行 支店名 ○○支店 口座番号 1 2 3 4 5 6 7 金融機関名 △△銀行 支店名 ○○支店 口座番号 1 2 3 4 5 6 7 金融機関名 ゆうちょ銀行 記号 番号 1 2 3 4 5 6 7 1

(※1)(2)は雇用保険給付の直前の受給の際、登録したと思われる口座を1つ以上ご記入ください。

③ お勤め先(直近のお勤め先(現在のお勤め先を含む)から順に連続ご記入ください)
直近 1 △△株式会社 就職された年月 平成 29年 1月 年 月 ▼ 2 医療法人○○ 平成 3年 8月 平成 26年 3月 過去 3 株式会社□□ 昭和 47年 4月 平成 3年 3月
お客様のご連絡先電話番号(※2)
④ (090 — 1234 — 5678)

直近の手当受給の際、振込先として利用されていたと思われる口座を1つ以上ご記載ください。

ゆうちょ銀行の場合は記号、番号をご記入ください。

電話番号をご記入ください。

※確認のため都道府県労働局又はハローワークよりご連絡する場合があります。
連絡の際は個人情報保護に配慮し、お客様番号をお伝えの上確認させていただきます。

(2)お送りいただきたい書類 同封の返信用封筒に、本紙(1枚)を封入の上、ご返送ください。



- ご了承ください
- 確認の結果、対象者でないことが判明した場合は、追加給付の支給はありません。この場合、送付いただいた本回答票及び同封書類はご返送させていただきます。
 - お客様が複数の雇用保険給付を受けている場合などには、同様の書類が複数冊可能性があります。大変お手数ですが、その場合も必要事項をご記入の上、ご返送をお願いします。
 - また、現在、雇用保険の各種給付を受給中のお客様が、登録されている口座と異なる口座を追加給付の振込先に指定された場合、現在受給中の給付の振込先も変更されますのでご注意ください。
 - お客様からお預かりした個人情報は追加給付に係る業務以外に使用せず、厳正な管理の下取り扱います。

裏面もご記入ください

事業者記入欄	①	②
--------	---	---



直近のお勤め先から3つまでご記入ください。現在お勤めの中の方は離職された年月の欄に斜線を引いてください。

お勤め先の名称は、施設名や店舗名ではなく、正確な法人名や企業名をご記入ください。

なお、雇用保険に加入しないお勤め先(短期のアルバイトや、週20時間未満のパートタイム等)は記載不要です。

また、派遣労働者としてお勤めされていた場合は雇用関係のあった派遣元の名称等をご記入ください。

払渡希望金融機関指定(変更)届

記入例

追加給付を受けるご本人様の振込先口座の名義と同じフリガナとなっているかご確認ください。違う場合は二重線で訂正・押印の上、振込先口座の名義と同じフリガナを記載してください。
また、追加給付を受けるご本人様の振込先口座の名義と同じ氏名を記載してください。

■ 様式第18号（第44条関係）（第1面） 払渡希望金融機関 指定・変更 届		
※ 帳票種別 1. 被保険者番号 2. 支給番号 3. 支払区分 4. 金融機関 店舗 安定所記入欄のため、記載不要です。 給付金の種類 <input type="checkbox"/> 求職者給付及び就職促進給付 <input type="checkbox"/> 求職者給付（日雇労働求職者給付金） <input type="checkbox"/> 教育訓練給付 <input type="checkbox"/> 育児休業給付 <input type="checkbox"/> 高年齢雇用継続給付 <input type="checkbox"/> 介護休業給付		
届出者	フリガナ 1 氏名 厚労太郎	
	住所又は居所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 (電話番号 03-5253-1111)	
払渡希望金融機関	フリガナ 3 名称 ○○銀行 霞ヶ関 本店 支店	
	4 銀行等 (ゆうちょ銀行以外) 口座番号 (普通) 1234567	
	5 ゆうちょ銀行 記号番号 (総合) 11960 (記号) - 01234561 (番号)	
	雇用保険法施行規則第44条第2項・第3項（第62条・第65条・第65条の5・第69条・第101条の2・第101条の2015・第101条の10・第101条の15・第102条・附則第32条において準用する場合を含む。）の規定により上記のとおり同様です。	
	令和元年 ○月 ○日 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長 殿 届出者氏名 厚労太郎 <small>支給番号</small>	
●金融機関へのお願い 失業等給付を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、次のことについて御協力をお願いします。 1. 上記の記載事項のうち「1. 届出者氏名」欄、「2. 名称」欄及び「4. 銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄（「5. ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄）を確認した上、「金融機関による確認印」欄に貴金融機関確認印を押印してください。 2. 金融機関コード・店舗コードを記入してください（ゆうちょ銀行の場合を除く。）。		
※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者 (3) 2018.1 ■		

電話番号をご記入ください。

※確認のため都道府県労働局又はハローワークよりご連絡する場合があります。
連絡の際は個人情報保護に配慮し、お客様番号をお伝えの上確認させていただきます。

振込を希望する金融機関名、支店名、口座番号をご記入ください。

口座番号が6桁の場合は左詰でご記入ください。

※ネットバンク等一部ご利用いただけない金融機関があります。

詳しくは雇用保険追加給付相談窓口（0120-952-807）までお問い合わせください。

ゆうちょ銀行の場合は支店名・店舗コードの記載は不要です。

また、「番号」が7桁の場合は、先頭に「0」をつけて8桁としてください。

※ゆうちょ銀行の記号・番号は通帳をご確認ください。

●ゆうちょ銀行通帳(見本)

記号番号
11960 1234561
おなまえ

コウロウ タロウ 様

日付の記入、振込先口座の名義と同じ氏名の記名押印又は署名をしてください。押印は金融機関への届出印である必要はありません。

- 確実にお振込みを行うため、届出者氏名、金融機関名、支店名、口座番号は誤りのないようはっきりと正確に記入願います。
- また、お振込みが行われるまで、記載いただいた口座の名義変更、廃止はお控えいただきますようお願いします。
- 指定した口座の金融機関名、口座番号等は控えをとっておいてください。

注 意

- 1 指定の届出をするときは、「変更」の文字を抹消し、変更の届出をするときは、「指定」の文字を抹消すること。
- 2 1欄及び3欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。
- 3 3欄には、失業等給付の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）をはっきり記載すること。
- 4 4欄又は5欄には、あなたの本人名義の通帳の記号（口座）番号を間違いのないよう記載すること。
- 5 5欄の下の届出者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 6 ~~金融機関による確認印欄に、3欄の金融機関の確認印を受けること（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので間違いのないようにすること。）。~~
なお、金融機関の確認を受けずに、この届の提出と同時にあなたの本人名義の通帳又はキャッシュカード（現物）を提出しても差し支えないこと。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。